

第百九十二回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第百九十二回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第百九十二回国会

七五件

七五件

# 所管省庁別目次

(第百九十二回国会請願)

一、厚生労働省……

ページ  
一

件名	<p>ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援、B型肝炎ウイルス排除治療薬等の研究・開発促進、肝炎ウイルス検診の推進に関する請願 (第三二二号、第一〇一二号)</p>
主管省	<p>厚生労働省</p>
請願に対する処理要領	<p>一 肝炎患者に対する医療費の支援については、抗ウイルス療法により、B型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルス(以下「肝炎ウイルス」という。)を排除又はその増殖を抑制することにより、将来の重篤な病態への進行を予防すること若しくは遅らせることが可能であり、かつ二次感染の予防につながることから、当該療法に対して医療費助成を実施している。</p> <p>平成二十六年から、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの患者を対象とする定期検査費用の助成を実施しており、それぞれについて、順次対象の拡大を図っている。肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号。以下「肝炎対策基本指針」という。)においては、肝硬変及び肝がんの患者に</p>

<p>件名</p>	
<p>主管省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>対する支援の在り方について、検討を進めることとしている。</p> <p>更に、平成二十八年度に肝硬変及び肝がんの患者に対する医療の実態について調査を行ったところであり、その結果及び様々な施策の実施状況を踏まえ、肝硬変及び肝がんの患者に係る医療費助成の在り方等を含めて検討してまいりたい。</p> <p>二 B型肝炎の画期的な治療薬については、「肝炎研究十力年戦略」に基づき、B型肝炎の創薬実用化研究を重要課題の一つとして推進しており、肝炎対策基本指針では、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等を今後の取り組みべき課題と位置づけている。</p> <p>現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構で行われている肝炎等克服実用化研究事業において、B型肝炎ウイルスに係る実験基</p>

---

---

盤の確立並びに既存薬を応用したB型肝炎の治療薬及びゲノム技術を利用したB型肝炎の治療法の開発が進められている。政府としては、今後、これらの成果をもとに、B型肝炎に対する治療薬及び治療法が実用化に結び付くよう、本事業に対する支援を行ってまいりたい。

三 肝炎対策においては、肝炎の早期発見及び早期治療が重要であると考えている。このため、政府としては、地方公共団体が行う肝炎ウイルス検査及び受検勧奨等の取組の支援を行うとともに、地方公共団体に対しては、土日及び夜間における検査、出張型検査の実施、医療機関への委託検査並びに健診の場の活用等、受検者の利便性に配慮した取組について働きかけてきたところである。更に、平成二十六年度から、陽性者を早期治療につなげ、重症化予防を図る観点から、陽性者のフォローアップとして、肝炎ウイルス検査に

	件名
	所主 管 省な
<p>お願いに対する処理要領</p> <p>において陽性と判定された者を対象とする初回精密検査費用の助成並びに肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの患者を対象とする定期検査費用の助成等を実施している。当該定期検査費用助成については、平成二十九年度には世帯の市町村民税課税年額(所得割)が二十三万五千円未満の者に対する自己負担限度額の軽減を行うなど、これまで順次助成内容を拡充してきている。</p> <p>また、肝炎総合対策国民運動事業等の普及啓発を通じて、肝炎ウイルス検査の受検及び陽性者の精密検査受診促進の更なる推進を図っている。</p> <p>今後、個別勧奨や適切な情報提供等を通じて、より効果的な検査及び陽性者のフォローアップの取組を進めてまいりたい。</p>	<p>四</p>

---

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と  
治験の研究促進に関する請願(第  
七八一号)

---

厚生労働省

---

一 筋痛性脳脊髄炎・慢性疲労症候群(以下「ME・CFS」という。)の診療体制を整備するためには、客観的な診断基準を確立し、それに基づく診療が可能となる環境が必要である。そのため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)の障害者対策総合研究開発事業において、血液検査や画像検査等の客観的な方法による病因を把握する研究、診断基準の作成のための研究及び国内外の治療法の評価を行う研究が行われている。

政府としては、診療体制の整備に必要なこれらの研究を、引き続き支援してまいりたい。

二 ME・CFSについては、有効な治療法が確立されておらず、治療法開発を促進するには、まずは国内外で試みられている様々な治療法の有効性を評価する必要がある。そのため、国外で行われているリツキシマブやアン

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願(第七八二号)</p> <p>同(第七八三号)</p> <p>同(第七八四号)</p> <p>同(第七八五号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>プリジエン等の治験を含む国内外のME・CFSの治療法について、AMEDの障害者対策総合研究開発事業により、その治療法の有効性等を評価する研究が行われている。</p> <p>政府としては、ME・CFSの治療法の開発が促進されるよう、当該研究を引き続き支援してまいりたい。</p>

---

同(第七八六号)  
同(第七七七号)  
同(第七七八号)  
同(第七八九号)  
同(第七九〇号)  
同(第七九一号)  
同(第七九二号)  
同(第七九三号)  
同(第七九四号)  
同(第七九五号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と 治験の研究促進に関する請願(第 七九六号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七九七号)	同	右に同じ。
同(第七九八号)	同	右に同じ。
同(第七九九号)	同	右に同じ。
同(第八〇〇号)	同	右に同じ。
同(第八〇一号)	同	右に同じ。
同(第八二八号)	同	右に同じ。
同(第八二九号)	同	右に同じ。

---

同(第八三〇号)	同(第八三一号)	同(第八三二号)	同(第八三三号)	同(第八三四号)	同(第八三五号)	同(第八三六号)	同(第八三七号)	同(第八三八号)	同(第八三九号)
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

---

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

---

右に同じ。									
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

件名	主管省	請願に対する処理要領
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と 治験の研究促進に関する請願(第 八四〇号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第九一六号)	同	右に同じ。
同(第九一七号)	同	右に同じ。
同(第九一八号)	同	右に同じ。
同(第九一九号)	同	右に同じ。
同(第九二〇号)	同	右に同じ。
同(第九二一号)	同	右に同じ。
同(第九二二号)	同	右に同じ。

---

同(第九二三号)  
同(第九二四号)  
同(第九二五号)  
同(第九二六号)  
同(第一〇二一号)  
同(第一〇二二号)  
同(第一〇二三号)  
同(第一〇二四号)  
同(第一〇二五号)  
同(第一一四三号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と 治験の研究促進に関する請願(第 一一四四号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第一一四五号)	同	右に同じ。
同(第一二五四号)	同	右に同じ。
同(第一二五五号)	同	右に同じ。
同(第一二五六号)	同	右に同じ。
同(第一二五七号)	同	右に同じ。
同(第一二五八号)	同	右に同じ。
同(第一二五九号)	同	右に同じ。

---

同(第一四二九号)  
同(第一四三〇号)  
同(第一四三二号)  
同(第一四三三号)  
同(第一四三四号)  
同(第一四三五号)  
同(第一四三六号)  
同(第一四三七号)  
同(第一四六六号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願（第一四六七号）</p> <p>同（第一四六九号）</p> <p>同（第一五八七号）</p> <p>腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一四〇八号）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>一 腎疾患対策を総合的に実施するため、平成二十九年年度予算に、腎疾患に関するシンポジウム等を開催し、広く国民に対して、重症化予防等に関する情報提供を呼びかける等の正しい知識の普及啓発を行う事業、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究費による慢性腎臓病の早期発見、早期治療及び重症化予防等を目的とする研究事業並びに都道府県等の慢性腎臓病対策に関する研修及び普及啓発</p>

---

事業に係る費用を計上し、これらの事業の推進を図っているところである。

二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者等であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。このため、要介護認定等を受けた腎臓病患者は、居宅から医療機関に通院する際の介助等の介護サービスを受けることが可能である。

三 透析患者に対する通院の支援として、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。

四 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災においては、都

	件名
	所主管省な
<p>五 腎臓移植を含めた移植医療の推進に向け、国民への普及啓発に加え、平成二十九年度予算において、ドナー家族に対し、臓器提供という選択肢を示す機会を増やすため、選択肢</p> <p>道府県及び社団法人日本透析医会に対し、人工透析の提供体制の確保を図るよう要請した。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。平成二十八年熊本地震においては、同ネットワークシステムを通じ、国、自治体及び社団法人日本透析医会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めた。</p> <p>今後も、自治体及び社団法人日本透析医会と連携して、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。</p>	請願に対する処理要領

提示を実施する際に負担となる事項を調査し、標準的な選択肢提示方法を示すことにより、臓器提供施設の実務負担の軽減を図るための経費を引き続き計上した。

再生医療については、平成二十九年予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。また、制度面においても、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)に基づき、再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、法律の円滑な運用に努めてまいりたい。